

動物取扱業者に対する監視指導に係る検証結果

背景と実態

背景

- 法による措置を実質的に非常に困難なものと思い込んでいた。
- 動物愛護の考え方の変化や法改正の趣旨などに対応した主体的な考えや行動ができなかった。
- 保健所の動物愛護管理業務が増加し、動物取扱業への監視指導業務の優先度が低くなっていた。

実態

- 長年にわたる不十分な指導
繰り返し同じ指導を重ねることに留まり、動物の飼養施設の環境改善に至らなかった。

問題点

- 立入検査体制の不備
 - ・ 過去の立入検査状況を踏まえ「指導困難事例」として積極的に対応することが出来なかった。
 - ・ 事前通告により立入検査をしたため事実を的確に把握することができなかった。
- 不適切な動物取扱事業者に対する行政措置の手順等の未整備
 - ・ 同じ指導を繰り返すのみで、さらなる行政措置を検討できなかった。
- 情報共有等の不足
 - ・ 当該事業者のような「指導困難事例」の不適切な飼養管理状況や対応方針について保健所内や本庁との間で情報共有が行われなかった。
- 警察等の関係機関との連携不足
 - ・ 当該事案を保健所のみで対応していた。

改善策等

- 立入検査体制の充実・整備等
 - ・ より効率的・効果的な立入検査を行うため、事前通告や抜き打ちによる立入検査を組み合わせるよう見直し。
 - ・ 本庁等に広域的に動物取扱業者等の立入検査を行う職員の配置
⇒ 担当保健所職員と共同で立入検査
 - ・ 担当職員の研修会の開催⇒ 監視指導の標準化や職員資質向上
- 勧告、措置命令等に係る適正な行政措置の手順等の整備
 - ・ 勧告、措置命令等の行政措置の手順を定めた文書の整備
⇒ 「指導困難事例」等に対しても、一定の具体的対応が可能
- 「指導困難事例」等について積極的な情報共有と連携した対応
 - ・ 本庁における積極的な情報収集及び情報共有
 - ・ 課題解決に向けた保健所との連携・協議
- 警察等の関係機関との連携強化
 - ・ 「動物虐待の疑われる事例」や「指導困難事例」は、警察等の関係機関と連携を強化